

ス」の中に、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などのメニューが加えられました。



ポイント

②

地域支援事業の創設

介護予防に向けた地域支援事業が始まります。一般住民や高齢者、その家族を対象に市町村が独自に実施します。

その内容は、介護を受ける状態になることを防ぐために、①介護予防事業、②包括的支援事業、③任意事業から構成されています。詳しくは下表をご覧ください。



ポイント

③

地域包括支援センターの設置

地域の介護保険事業や介護予防事業の充実に向けて、専門家の立場からの高齢者・要介護認定者への支援や相談に応じる中核拠点です。

地域包括支援センターには、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが配置され、相談や支援を専門的におこないます。

福智町での相談・支援は田川支部地域包括支援センターが受け持っています。

地域支援事業

一般住民や高齢者、その家族を対象に実施

介護予防事業

要支援、要介護になるおそれのある方に対して、運動機能の向上、栄養改善、閉じこもり防止等の介護予防支援をおこないます。

市町村が実施します

包括的支援事業

- ①総合相談の受付
- ②権利擁護や虐待防止
- ③虚弱高齢者に対する介護予防マネジメント
- ④地域のケアマネジャーからの相談やそれに対する助言をおこないます。

地域包括支援センターが中心となり実施します

任意事業

広域連合としては、家族介護慰労事業、住宅改修支援事業、介護相談員派遣事業をおこないます。

広域連合および市町村が実施します

関連機関

福智町役場 福祉課

福智町役場本庁内

TEL: 0947-22-7763

福岡県介護保険広域連合 田川支部

田川市新町18-7 田川自治会館内

TEL: 0947-49-1093

田川支部地域包括支援センター

田川市新町11-47

TEL: 0947-42-9420